

医療費のお知らせをお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆さまにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康意識をより一層高めることを目的に、年に一度「医療費のお知らせ」をお送りしています。

事業主の皆さまへ

大切な個人情報が含まれています。開封せずに従業員の皆さまにお渡しください。

対象者：協会けんぽ加入者(被保険者・被扶養者)

送付時期：令和7年1月10日(金)～令和7年1月23日(木)
にかけて順次発送

記載内容：令和5年9月から令和6年8月診療分までの
医療機関名や医療費の総額・加入者の支払額など

送付先：事業所(任意継続加入の方は被保険者自宅)



確定申告の医療費控除書類として活用することができます

医療費のお知らせは、医療費控除の申告手続きで医療費の明細として使用することができます。なお、記載されていない医療費(令和6年9月～12月)については医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を追加で添付し、申告いただくこととなります。

《確定申告(医療費控除)に関するお問い合わせは最寄りの税務署へお願いします》

よくある質問

Q 9月～12月に受診した分の医療費が記載されていないのはなぜですか。

A. 医療機関を受診されたデータが協会けんぽに届くまでに、受診月から3か月以上かかります。2月の確定申告までにお届けできるように、記載期間を8月診療分までの記載としております。記載されていない診療分については、ご自身にて明細書の作成をお願いいたします。

詳しくは
こちら



協会けんぽ 医療費のお知らせ 検索

年末年始のお知らせ

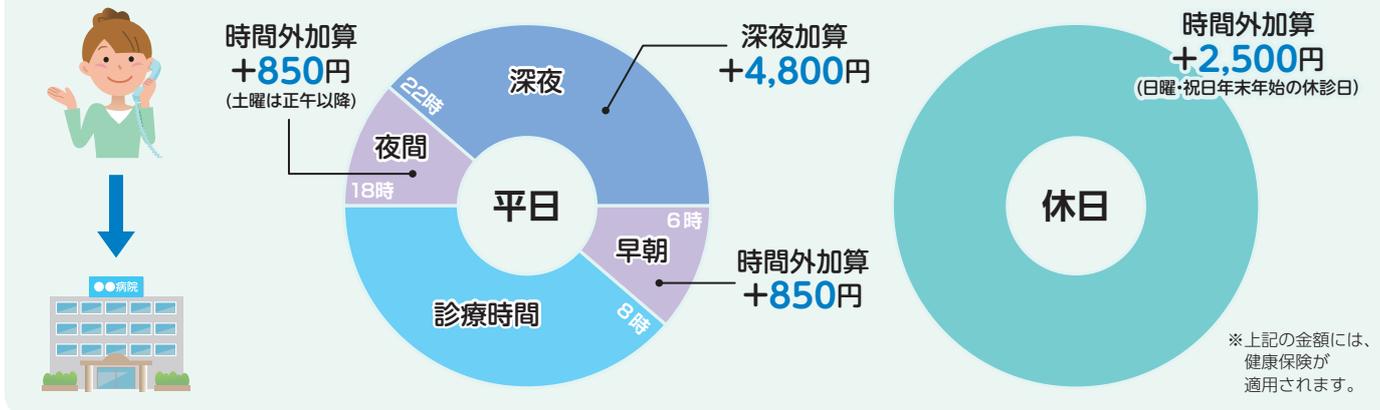
今年も協会けんぽの事業運営にご理解・ご協力を賜りありがとうございました。協会けんぽの年末年始の営業日は以下のとおりです。お急ぎの要件などございましたら、お早めのお手続きをよろしくお願いいたします。

【年内の営業】 12月27日(金) 17時15分まで **【年始の営業】** 1月6日(月) 8時30分から

診療時間内に受診しましょう

休日や深夜など時間外に診療を受けた場合、内容は同じでも初診料や再診料が加算されることをご存じでしょうか。やむを得ない場合を除き、できる限り時間内に受診しましょう。

診療時間外に受診をすると...



休日・夜間の受診に迷った際にご活用ください

夜間、休日に急な発熱などがあり、どう対処したらよいのか判断に迷う場合、

子どもの救急医療電話相談 **「#8000」**

おとなの救急医療電話相談 **「#7119」**

に電話すると、小児科医・看護師等の専門家に相談することができます。

第三者行為について

例えばこんなとき...



第三者の行為により負傷した場合の治療費は、本来加害者が負担するべきものです。健康保険を使って治療を受ける場合、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが一時的に立て替えて支払うこととなります。後日、加害者に対して、協会けんぽが負担した治療費を請求するため、「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、すみやかに提出をお願いいたします。

詳しくはこちら



協会けんぽ 第三者行為

検索

【お問い合わせ先】：レセプトグループ 0776-27-8300 (自動音声案内③)

巡回健診のお知らせ

年に一度の健診は受けられましたか？

巡回健診では、被保険者の方を対象に、検診車にてお気軽に生活習慣病予防健診を受けることができます。日程や場所の詳細についてはホームページをご覧ください。

詳しくはこちら



協会けんぽ 福井 巡回健診

検索

【お問い合わせ先】：保健グループ 0776-27-8300 (自動音声案内②)

全国健康保険協会
協会けんぽ
福井支部

健康づくりは
幸せづくり

メルマガ登録から健康づくりを始めよう♪
毎月10日配信中！ 登録はこちらから⇒



[@kyoukaikenpo.or.jp]からのメールを受信できるよう設定をお願いします。

